

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社へ入社して、37年8月に退社するまで、同社C支店に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業所照会回答、元同僚が保管していた給与明細書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期かつ同年齢である者に係る昭和33年8月の随時改定の標準報酬月額の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が昭和33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月から34年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの期間、52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私の母親が、私の 20 歳到達時に国民年金の加入手続を行うとともに、家族の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、両親は納付済みとなっている申立期間について、私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が家族の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、市町村の国民年金保険料納付簿（以下「納付簿」という。）において、申立人の両親は、国民年金保険料を農業協同組合（以下「農協」という。）の預金口座から引き落とし（以下「農協扱」という。）により納付する者の国民年金保険料の収納状況を記録した「A農協」の納付簿に記録が搭載されていることなどから、当時、両親の国民年金保険料は、農協扱により納付されていたものと推認でき、両親の昭和 51 年、52 年及び 53 年の 1 月から 12 月までの前納保険料の納付日（昭和 51 年 1 月 7 日、52 年 1 月 18 日及び 53 年 1 月 25 日）と、その前年の申立人に係る 4 月から 12 月までの国民年金保険料の納付日が一致していることから、申立期間当時、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料も農協を通じて市町村役場に納付していたことがうかがわれる。

しかし、前述の申立人に係る国民年金保険料の納付時点（昭和 52 年 1 月 18 日及び 53 年 1 月 25 日）において、申立期間①及び②はいずれも過年度納

付によることとなるため、制度上、農協及び市町村役場は当該期間の過年度保険料を収納することはできない。

また、納付簿における申立人に係る昭和 53 年度の国民年金保険料の納付状況を見ると、4月から9月までの保険料は10月30日に通常納付、10月から翌年3月までの保険料は昭和 55 年 10 月 6 日に過年度納付されており、これまでの両親の前納日と同日に前年の4月から12月までの保険料を遡及納付してきた納付方法とは異なる方法となっており、当該納付方法による最初の納付日（昭和 53 年 10 月 30 日）において、申立期間③は過年度納付によることとなるため、制度上、農協及び市町村役場は当該期間の過年度保険料を収納することはできないことに加え、過年度納付時点（昭和 55 年 10 月 6 日）において、申立期間①、②及び③は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に他界していることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から46年12月まで

私は、昭和38年6月頃にA市に転居後、自宅を訪問した集金人から国民年金への加入を勧められたことを契機に国民年金に加入した。その集金人の訪問時期は、長女の出生（昭和39年*月生）より前だったと記憶している。

その後、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付した国民年金保険料月額が100円から500円まで順次上がっていったと主張しているところ、当該金額は、申立期間当時の保険料月額とおおむね一致している。

しかし、国民年金受付処理簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和47年1月頃に任意加入により、国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間は、国民年金の未加入期間とされている上、申立期間の大半は任意加入となる期間であり、制度上、当該手続時点から遡及加入することもできないほか、申立人が国民年金への加入契機となった集金人の訪問時期として記憶する昭和38年6月から39年*月（長女の出生月）までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人に対して払い出された別の国民年金手帳記号番号は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和38年6月から同年11月までの期間については、申立人の住民登録地がB市であったため、申立人はA市において国民年金の加入手続を行うことはできない上、仮に住民登録地の移動後に加入手続を行ったとしても、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付した

ことはないと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする集金人及び当該集金人に保険料を納付していたとする隣人からも、申立人の申立期間に係る国民年金の加入及び保険料納付について有力な証言も得られない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。